

恩給法による恩給改定率の改定等に関する 政令の一部を改正する政令の概要

1 政令の趣旨

本政令は、恩給法（大正12年法律第48号）第66条第4項に基づき、平成24年度における恩給年額の改定率を定めるものである。

2 政令の内容

平成24年度における恩給改定率を0.976（前年同）とすること。
（適用年度を「平成23年度」から「平成24年度」に改めるもの）

3 施行期日

平成24年4月1日